

長崎県中学校総合体育大会における複数校合同チーム編成規定

長崎県中学校体育連盟

1. 趣 旨

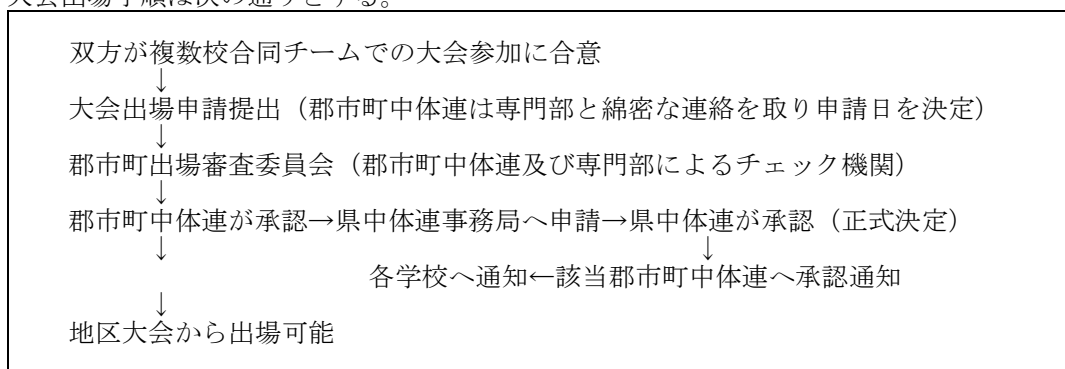
参加を承認する精神は、あくまでも少人数の運動部による単独チーム編成が出来ないことの救済措置であり、勝利至上主義のためのチーム編成であってはならない。

2. 条 件

- (1) 複数校合同チームとしてそれぞれの学校教育計画に基づいて活動していること。
- (2) 複数校合同チームの各校は、長崎県中体連に加盟していること。
- (3) 複数校合同チームとしての大会参加が各郡市町中体連に承認されていること。
- (4) 個人種目でない以下の競技種目（7種目）に限る。
 ・バスケットボール ・サッカー ・バレーボール ・ハンドボール ・軟式野球
 ・ソフトボール ・ラグビーフットボール
- (5) 申請は、各校の校長が連名で行うこと。
- (6) 少人数合同チームの監督は、出場校の校長・教員・部活動指導員のいずれか1名（代表監督制）とする。また、補充合同チームについては、借りた学校が行う。

3. 細 則

- (1) 少人数合同チームを編成する場合は、単独で出場最低人数に満たない学校同士のみとする。
- (2) 少人数合同チームを編成する場合は、地区内で編成し、チーム名は校名連記とする。
- (3) 少人数合同チームを編成する場合は、合同チーム編成が適切であると、各郡市町中体連会長および県中体連会長が承認した場合に限る。
- (4) 少人数合同チームは、各学校の校長・教員・部活動指導員のいずれかを引率につけ、土曜・日曜等を含み可能な限り日常的な活動を行っている場合に限る。
- (5) 出場最低人数は次の通りとし、該当校がこの人数を下回った場合のみ合同チームを編成できる。
 ・バスケットボール（5人）・サッカー（11人）・バレーボール（6人）・軟式野球（9人）
 ・ハンドボール（7人）・ソフトボール（9人）・ラグビーフットボール（7人）
- (6) 入賞した場合は、表彰状は校名連記でそれぞれの学校に授与する。
- (7) ユニホームは、チームとして統一したものとする。校名連記の表示は義務づけない。
- (8) 地区内で出場最低人数に満たない学校・少人数合同チームがある場合、出場最低人数を越えた学校から補欠2名まで人数を補充してチームを編成することが出来る。この場合、最低人数に満たない学校・少人数合同チームの選手は、やむを得ない理由（ケガ等）がない限り必ずフル出場させること。
- (9) 年度当初から学校長が認めている部のみの適用とする。（突発的な運用は認めない。）
- (10) 大会出場手順は次の通りとする。



※ 原則として承認後の登録された監督・コーチ・選手（生徒）等の変更は認めない。

- (11) 県新人大会への複数校合同チームの参加は原則として認めるが、上位大会への参加の有無については、その競技大会要項にのっとって決定する。
- (12) 県新人大会においてシード権を得た場合の、県中総体シード等については各専門部の判断とする。
- (13) 編成方法は、あくまでも少人数合同チームを優先する。
- (14) 統合が決定している学校のどちらかが、単独で出場最低人数に満たない場合は、もう一つの学校が最低人数に達していても、特例として複数校合同チームを編成することができる。ただし、統合前年度に限る。
- (15) 補充させた選手の自チーム（所属校）が、上位大会へ進出した場合、自チーム（所属校）へ戻って上位大会へ登録することができる。

4. 附 則

本規定は平成15年2月19日		制定
平成15年度、16年度		試行期間
平成16年2月18日		改正
平成17年4月1日		実施
平成23年2月23日	3. 細則 (2) (5) (8)	一部改正 (9) 改正
平成29年2月15日	3. 細則 (8)	一部改正 (13) 追加
平成29年9月26日	3. 細則 (14)	追加
平成30年2月23日	3. 細則 (15)	追加
平成31年2月19日	2. 条件 (6) 3. 細則 (4) (5)	一部改正

複数校合同チーム編成規定における詳細

分類	少人数合同			補充合同	
	項目	① 方法	② 詳細	③ 方法	④ 詳細
1	救済の考え方	大会参加のため	強くすることが目的ではない	1-①に同じ	1-②に同じ
2	合同範囲	各郡市町内		2-①に同じ	
3	校数	複数校	出場人数を満たす校数まで	3-①に同じ	3-②に同じ
4	形態	人数に満たない学校 のみの合同		出場最低人数を超え た学校から補欠2名 まで	出場人数に満たない学校または少人数合 同チームに対して補充できる
5	活動の頻度	継続しての活動	学校同士が遠距離の場合、平日練習がで きなくても、土・日等を含み可能な限り 継続して活動できる部であること	5-①に同じ	5-②に同じ
6	合同チーム 編成競技種目	個人の部を持たない 団体競技のみ	編成規定明記の7種目	6-①に同じ	6-②に同じ
7	引率	顧問(校長・教員・ 部活動指導員)	合同の学校にそれぞれ顧問を配置し、練 習・試合に引率させることが前提	7-①に同じ	出場人数に満たない学校または少人数合 同チームの顧問
8	監督(試合)	代表監督制をとる	監督は各校の校長・教員・部活動指導員 が代表してあたる(話し合いで決定)	8-①に同じ	出場人数に満たない学校が行う。少人数 合同チームの場合は補充校以外で話し 合って決める。
	コーチ (試合)	代表コーチ	登録した各校いずれかの監督(代表監督 以外の監督)またはコーチ	8-①に同じ	
9	チーム名	学校名連記	代表校の学校(A校)を前に出すこと	出場人数に満たない 学校または補充校以 外の学校名連記	1校の場合は出場人数に満たない学校を 標記。少人数合同チームの場合は、補充 校以外の連記。補充校の学校名は書か ない。
10	表彰	各校を対象とする	賞状授与、記録とも連記 優勝旗・盾は持ち回りで対応	出場人数に満たない 学校または補充校以 外の学校名連記	賞状授与、記録とも補充校以外の連記。 補充校の学校名は書かない。優勝旗・盾 は持ち回りで対応。
11	ユニホーム	統一したユニホーム の着用	各競技に準ずるユニホームを準備。校名 連記は義務づけない。原則として新調す る必要はないが、揃えなければならない 競技もある。名称は必ず学校名。	11-①に同じ	1校のみの場合は出場人数に満たない学 校のユニホームを準備・着用する。少人 数合同チームの場合は11-②に同じ。 補充校の選手は、少人数合同チームのい ずれかのユニホームを着用。
12	登録人数	満たないもの同士の 合計		スターティングメン バー+補欠2名	出場人数に満たない学校の選手は全員必 ずフル出場させる。少人数合同チームの 場合も同じ。